

農地法施行規則第29条第1項第1号届出書について

大津市農業委員会事務局
TEL 077-528-2680

本届出書は、耕作の事業を行う者が、(1) その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全もしくは利用の増進のため必要な施設（水路・農道等）に転用する場合、又は、(2) その農地{2アール（200 平方メートル）未満のものに限る。}をその者の農作物の育成もしくは養畜の事業のため、農業用施設（自己用農舎等）に転用する場合、 に提出いただくものです。

（注意事項）

- ・ 転用目的である施設については、あくまでも自己専用となります。
- ・ 施設内容により、建築確認申請等は別途必要となる場合がありますので、担当課へご確認ください。
- ・ 農業振興地域-農用地区域内（いわゆる青地）の時は、軽微変更の手続が必要となりますので、担当課へご確認ください。

●添付書類

- (1) 全部事項証明書（取得後3か月以内の原本）
- (2) 位置図（S=1:2500程度）
- (3) 転用事由の詳細説明書
- (4) 土地利用計画図（施設の配置、土地の形状、出入り口、雨水排水の経路、隣接土地の地番、地目、所有者、耕作者などを具体的に記載したもの）
- (5) 建物平面図・立面図（建物のある時）
- (6) 隣地関係図
- (7) 周辺農地における営農への被害防除に関する説明書
〔届出地から2㍍以内に他人の農地がある場合は、下欄の「周辺農地（2m以内）の所有者・耕作者および農業関係者との事業計画や被害防除についての説明状況」も、記載してください。〕
- (8) その他、必要と思われる書類